

日向市権現原浄水場更新事業

実施方針及び要求水準書(案)に関する  
質問及び意見への回答

令和8年3月

日向市上下水道局

## 別紙様式2-2

## 実施方針 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	項目等	意見内容	回答
1	6	2	(1)	カ		1系浄水処理施設	「権現原1号配水池(場外)」施設が廃止とありますが、それに伴う撤去等の工事は本事業範囲に含まれますでしょうか。	配水池の撤去は含まれません
2	6	2	(1)	カ		既存施設の概要と更新対象施設	更新検討および工事数量把握のため、場内配管を含む撤去・更新対象とその範囲、ならびに既設設備の流用範囲に関する情報が必要となります。これら必要な情報については、事業者が要望した場合にはご開示いただける、という認識でよろしいでしょうか。	市で所有する資料については開示します
3	6	2	(1)	カ	表1	既存施設の概要と更新対象施設	共通施設、管理棟に”3系の次亜塩素素注入施設は移設”とありますが、当該施設の移設作業は本事業の範囲外との理解でよろしいでしょうか。	移設についても事業の対象となります
4	7	2	(1)	カ	表2	既設権現原浄水場1系～3系の施設概要(2/2)	「排泥池の耐震補強設計および施工については、本事業において変更契約または随意契約により実施する可能性がある。」と記載されておりますが、当該対応を実施する場合、工事金額および本事業の工期についても協議対象となる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
5	8	2	(1)	カ	図2	更新前後の施設フロー(案)	更新前後の施設フローのとおり、更新工事においては既設設備から新設設備への切替作業が必要となります。切替箇所には既設バルブ等が設置されている、という理解でよろしいでしょうか。また、これら既設バルブ類の開閉作業については、貴市にて実施いただけるもの、という理解でよろしいでしょうか。	既設バルブの施工時の利用(閉止)については、施工手順により変わることも予想されます 既設バルブの設置位置を確認し事業者の方でご提案ください 必要となる既設バルブ類の開閉作業については市で行います
6	10	2	(1)	キ	(イ)表4	本事業の調査設計・建設工事業務の対象施設	表中の「○」および「」の凡例が記載されていません。それぞれが示す意味についてご教示ください。	「○」が対象、「」が一部対象、「-」が対象外です
7	11	2	(1)	キ	(ウ)	表5 本事業の調査設計・建設工事業務の内容	設計業務の内容として「設計に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議」、建設業務の内容として「工事に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議」との記載がありますが、内容によっては貴市が申請主体となるものもあると推察致します。その場合、事業者は申請書類等の作成補助を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
8	11	2	(1)	キ	(ウ)	表5 本事業の調査設計・建設工事業務の内容	設計業務の内容として「設計に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議」、建設業務の内容として「工事に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議」との記載がありますが、関係機関との協議には必要に応じて貴市も同席いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
9	11	2	(1)	キ	(ウ)	表5 本事業の調査設計・建設工事業務の内容	基本設計として「表4に示す施設の提案内容を具現化するために行う基本的な設計」と記載があります。基本設計はあくまでも提案内容を具体化した資料の作成・提出であり、提案時に提出する図面及び計算書等(提案設計)を基本設計成果物の一部として認めて頂けるという解釈でよろしいでしょうか。	一般的な基本設計としての成果を求めます (基本設計に提案時の成果物の一部が利用できる場合に利用することは問題ありません)
10	11	2	(1)	キ	(ウ)表5	本事業の調査設計・建設工事業務の内容	表5の調査内容に記載されている周辺環境調査のうち、「地盤沈下」について、実施方針(29頁)には当該項目の記載がないことを確認しております。「地盤沈下」は除外される、との理解でよろしいでしょうか。	工事内容によりご判断ください
11	12	2	(1)	キ	(エ)	事業期間(予定)	詳細設計完了年月および1系の共用開始時期の記載がありますが、これらは契約義務ではないとの理解で良いでしょうか。	募集要項公表時に明らかにします

別紙様式2-2

実施方針 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	項目等	意見内容	回答
12	12	2	(1)	ク		補助金・交付金の受給手続きへの協力	現時点で活用を想定されている補助金・交付金があればご教示ください。	現時点では見込んでいない補助金・交付金はありませんが、今後、活用可能な交付金等があれば活用します
13	14	4	(2)	ア		表6 事業者の募集及び選定スケジュール	表6に記載のスケジュールでは、「技術対話の実施(2回目)」が令和8年中旬と記載されており、「提案審査に関する書類の受付締切」が令和8年9月下旬となっております。提案書には技術対話の内容を反映させる必要があり、また、本事業はスクラップアンドビルドを繰り返す工事方法が想定され、各段階での施工検討が複雑化することが懸念されます。提案書作成の検討期間を確保するため、提案審査に関する書類の受付は、募集要項等の公表から12ヶ月程度を確保していただけられないでしょうか。提案書作成の期間を確保していただくことが、提案の質の向上にもつながるため、何卒検討いただけますようお願い致します。	ご意見を参考とします
14	14	4	(2)	ア	表6	事業者の募集及び選定スケジュール(技術対話)	表6に記載の「技術対話(1回目:令和8年7月上旬、2回目:令和8年8月中旬)」について、その目的・内容・必要な準備資料をご教示ください。また、2回目の技術対話後から提案書類の受付締切(令和8年9月下旬)までの期間が短いため、技術対話の結果を提案内容へ反映する必要がある場合には、検討時間が不足するおそれがあります。技術対話の位置づけや、提案書への反映の要否についても併せてご教示願います。	時期や回数についてはご意見を参考にさせていただきます 技術対話はお互いの考えの齟齬をなくし、より良い提案をいただくために実施するもので、事業者が疑問に思うことや確認したいことを議論する場として設けています 様式に基づき、参加申込書、事前質問書等を提出しただく予定です
15	15	4	(3)	ア		事業スキーム	応募グループと市で設計及び建設工事請負契約を締結予定と記載がありますが、基本協定・基本契約等があった場合においても、協力企業は含まれないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです
16	15	4	(3)	ア		事業スキーム	「協力企業は、JVに入らない建設企業(建築・電気)は必須とし、JVからの1次下請け企業(地元企業)も含むものとする。」との記載がありますが、JV構成企業の1次下請企業を全て「協力企業」と呼称するのではなく、1次下請企業の中から任意に「協力企業」とする企業を選定し、提案書提出時に記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
17	15	4	(3)	ア		事業スキーム	公表資料において、「～地元企業を活用するように努めること。」との記載がございます。地元企業の活用は、技術分野および事業規模の状況等を検討の上、決定したいと考えますが、地元企業の採用は努力義務との理解でよろしいでしょうか。	協力企業に地元企業を1社以上入れる必要があります それ以上についてはご理解のとおり努力義務となります
18	16	4	(3)	ウ	(イ)	土木企業の参加資格要件	にて、最新の「総合評定値(P点)が、土木一式工事について1,200点以上である者を1社以上」とあります。土木企業の構成員でP点1,200点以上の企業が1社有していれば、P点1,200点未満の企業も他の、の要件を満たしていれば、構成員足りえるのでしょうか。	構成員として認めます
19	16	4	(3)	ウ	(カ)	建築工事を行う企業の参加資格要件	土木企業の参加要件同様、「総合評定値(P点)が、建築一式工事について1,200点以上であること。また、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと」とあります。建築企業の構成員でP点1,200点以上の企業が1社有していれば、P点1,200点未満の企業も他の、の要件を満たしていれば、構成員足りえるのでしょうか。	ご理解のとおりです

## 別紙様式2-2

## 実施方針 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	項目等	意見内容	回答
20	16	4	(3)	イ		応募者の構成等	「設計および建設期間における事業進捗に応じて、発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。」との記載がありますが、この場合の連絡窓口となる人員は、代表企業以外からの配置が可能という理解でよろしいでしょうか。	設計期間については設計企業を窓口とすることができますが、工事期間については代表企業が連絡窓口をするようにしてください
21	16	4	(3)	イ		応募者の構成等	協力企業には地元企業を含めるとのことですが、工種は問わないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです
22	16	4	(3)	イ		応募者の構成等	協力企業には地元企業を含めるとのことですが、地元企業に求める参加資格要件があれば、ご教示願います。(有資格業者名簿の登録等)	共通事項の条件をみたしてください
23	16	4	(3)	イ		応募者の構成等	応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることは出来ないとありますが、協力企業は他の応募グループにも参加出来るとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです
24	16	4	(3)	ウ		応募者のプロポーザル参加資格要件	協力企業には(ア)から(オ)の要件を求めておりませんが、(ア)共通事項の記載では、協力企業にも要件を求めているようになっています。協力企業には、(ア)共通事項は、要件を求めないとの理解で良いでしょうか。	共通事項の条件をみたしてください
25	16	4	(3)	イ		応募者の構成等	協力企業は地元企業を1社以上含めるものとされていますが、当該地元企業が二次下請けとして参画する場合でも、本要件を満たすものとして認められるでしょうか。	一次下請けのみとなります
26	16	4	(3)	イ		応募者の構成等	公表資料において、「資機材等については、可能な限り～」との記載がございます。資機材調達について、納期・仕様等の理由により、市内品の使用が困難な場合には、従来の調達品を使用して差し支えない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
27	16	4	(3)	ウ		応募者のプロポーザル参加資格要件	公表資料において、その他の建設企業(構成企業もしくは一次下請け企業となる建築企業または電気企業)は(カ)～(キ)の要件を満たす必要がある旨の記載がございます。つきましては、これらの要件は建築および電気に関する事項であり、土木および機械の協力企業(地元企業)には適用されないという理解でよろしいでしょうか。また、建築または電気企業が構成企業として参画する場合には、その業種における主要企業が(カ)～(キ)の要件を満たせば足り、建築・電気以外の協力企業(地元企業)には当該要件は適用されないとの理解で相違ないか、ご教示ください。すなわち、(カ)～(キ)の要件は、該当業種(建築または電気)における主要企業に対する要件であるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
28	21	4	(4)	ア	(イ)	技術提案の審査	応募グループが1グループになった場合でも事業は成立するとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです
29	23	5	(3)			リスク分担表	別紙4のリスク分担表は契約書に添付されるとの理解でよいでしょうか。	募集要項等の公表時に明らかにします
30	23	5	(3)			リスク分担表	リスク分担表4/4にて工事監理に関するリスクの負担者が市となっていますが、建築基準法に規定される工事監理を含めて、工事監理業務は市側で実施されるとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです

## 実施方針 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	項目等	意見内容	回答
31	26	6	(7)			提案書類の取扱い	<p>応募者側で作成する提案書は、技術提案書や提案図面、添付資料等必要な資料一式のことと理解しています。その際提出する資料一式はかなりのボリュームになることが予想されるため、提出の形式にあたっては、基本的に電子データを格納したCDもしくはDVDでの提出として頂けますようお願い致します。</p> <p>提案書提出を紙媒体で行うこととなりますと、印刷製本及び落丁チェック等に一週間から二週間程度時間がかかり提案書作成にかかる期間を圧迫すること、応募者側の金銭的負担が増大すること、等の課題が発生します。より良い提案を行うためにも、ご配慮頂けると幸いです。</p>	<p>印刷物の提出を求めます 詳細は募集要項等の公表時に明らかにします</p>

## 別紙様式2-3

## 実施方針 意見記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(7)	項目等	意見内容	回答
1	12	2	(1)	キ	(I)	事業期間(予定)	「詳細設計は令和10年9月までに完了させるものとする。」とありますが、既設の稼働更新となるため設計期間を2ヶ年以上としていただきたい。このため、最短でも令和11年3月までとしていただきたい。	ご意見を参考としスケジュールを再調整します
2	14	4	(2)	ア		募集及び選定スケジュール	「提案審査に関する書類の受付締切」について、募集公告から受付締切りまで6カ月と短く、検討期間が不十分なため、募集公告より12カ月の検討期間を頂きたい。	ご意見を参考としスケジュールを再調整します
3	14	4	(2)	ア	表6	事業者の募集及び選定スケジュール	募集公告・募集要項等の公表(R8.4上旬)～提案審査に関する書類の受付締切まで(R8.9下旬)が短期間であり、十分な検討を行うには時間が足りません。提案審査に関する書類の受付締切を募集公告・募集要項等の公表より1年後まで延長頂くことを希望します。	ご意見を参考としスケジュールを再調整します
4	15	4	(3)	イ		協力企業の明記	参加表明書、プロポーサル参加資格確認申請書には応募グループの構成員の企業名、業務を明確にすることとなり、協力企業(地元企業1社以上)についても明記することになっている。提出は募集公告から2カ月となっているが、協力企業との協議、業務分担範囲等の検討期間が不十分な為、協力会社の明記については提案受付締切までの期間、募集公告より6カ月を頂きたい。	ご意見を参考としスケジュールを再調整します
5	16	4	(2)	ア		募集及び選定スケジュール	本事業は既存施設を稼働させながら複数の運転切替工事を必要とする非常に難易度が高い事業です。そのため、事業コンセプトにある実効性の高い運転切替計画を策定するためには、現況把握含めて相当な提案期間を要すると想定しております。つきましては、提案審査に関する書類の受付締切が令和8年9月下旬とありますが、提案書作成期間として公告後から最低1年間の期間をいただきたい。	ご意見を参考としスケジュールを再調整します
6	16	4	(3)	ア		事業スキーム	参加資格申請書提出時は、応募グループの構成員(設計、土木、機械)のみ提出し、協力企業(特に地元企業1社以上)は提案書提出時に明記提出することにしていただきたい。	建築、電気企業を協力企業とする場合は、参加資格申請書提出時に役割と企業名を明記するように変更します

別紙様式2-3

実施方針 意見記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(7)	項目等	意見内容	回答
7	16	4	(3)	イ		応募者の構成等	<p>応募グループの構成員は参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の提出時に明記し、協力企業決定には猶予を頂き提案書提出時に明記することを要望します。</p> <p>より『参加表明書及びプロポーザル参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成企業(設計企業、土木企業、機械企業)の企業名および携わる業務について明らかにするものとする。協力企業についても企業名及び携わる業務について明記すること』とありますが、『その他の構成企業(設計企業、土木企業、機械企業)』を『応募グループの構成員』へ変更をお願いします。</p> <p>また『協力企業についても企業名及び携わる業務について明記すること』の削除をお願いします。</p>	No6に準ずる
8	20	4	(3)	イ	(*)	電気工事を行う企業	総合評価値通知書(P点)が電気工事について1,200点とありますが、1,100点を要望致します。	1,200点以上とします
9	23	5	(3)			別紙4 分担表2/4 共通費用物価変動 物価変動へのリスク	<p>リスク分担表にある物価変動について、その費用負担の割合は請負契約書内に定められるが、下記について配慮願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物価スライドの清算方法について、契約締結までに具体的な内容を取り決めて頂きたい。</li> <li>・物価スライドの基準日は契約日ではなく入札日として頂きたい。</li> <li>・契約金額に基づいて設計書を作成し、単価合意・総価合意を実施する。その後の物価変動の反映については、物価変動への反応性のある指標を用いて清算願いたい。</li> <li>・本事業は長期間に及ぶことから、設計書を1系分、2系分に分け、個々について基準日を基に清算願いたい。</li> </ul>	ご意見を参考とします
10	23	5	(3)			予測されるリスクと責任分担	<p>予想されるリスクとなる物価スライドについて、以下の点についてご配慮願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物価スライドの清算方法について、契約の締結までに具体的な内容の取り決め。</li> <li>・基準日は契約日ではなく、入札日とする。</li> <li>・契約金額に基づいて、設計書を作成し単価合意・総価合意を実施。</li> <li>・その後、物価変動の反映については、物価変動への反応性のある指標を使用して清算を実施。</li> <li>・長期間となるから、設計書を1系分、2系分に分け、各々について基準日を基に清算。</li> </ul>	ご意見を参考とします

## 別紙様式2-3

## 実施方針 意見記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(7)	項目等	意見内容	回答
11	23	5	(3)			予想されるリスクと責任分担	事業期間中の物価変動について、全体スライド、単品スライド、インフレスライドの精算方法について、契約条件等協議にて以下の具体案を決定頂けるよう希望します。 工種毎及び1系工事・2系工事で設計書を分割し予定価格積算時を基準日とし各々精算して頂きたく。 物価水準に建設工事デフレーター等より反応性の高い指数(日本銀行物価指数等)採用を希望します。	ご意見を参考とします
12						別紙4 リスク分担表	3, 4に記載されている「一定の割合を超える費用負担は市、それ以外は事業者の負担」とありますが、不可抗力リスクは事業者の帰責事由ではない事象であり、昨今の災害復旧工事等と同様に事業者負担を除外していただくよう、お願いいたします。本事業は大規模事業であり、通常の公共工事標準請負契約約款の適用(1%)であっても、負担額が多額となるためです。	ご意見を参考とします
13						別紙4 リスク分担表	物価変動は、昨今の急激な物価高騰を鑑みて、基準時点は予定価格の算出時点を開始にさせていただき、お願い致します。	ご意見を参考とします
14						別紙4 リスク分担表	物価変動は、内閣府からの通知にもある通り、当該市場価格に対する感応度が高い物価指数の採用の他、設備についてはメーカー見積徴収による市況単価を採用させていただき、お願い致します。	ご意見を参考とします
15						別紙4 リスク分担表	物価変動は、一部(1%または1.5%)事業者リスクが想定されますが、特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会が内閣府にも提言している通り、事業者負担はゼロとしていただくよう、お願い致します。本事業は10年間と言う長期間の事業であり、物価変動に伴う設計変更の都度、事業者負担となることは、総価として大きな負担になるものです。	ご意見を参考とします
16						別紙4 リスク分担表	「共通・変更中断・関係機関との調整」の「事業者の帰責事由による事業の延期等に関するもの(建築確認申請、電気・ガス事業者との調整等)」の欄において負担者が事業者側となっております。括弧内に記載された例のうち、「建築確認申請や他機関との調整」については事業者側帰責以外の理由による事業延期も含まれると考えられます。詳細は契約書(案)に記載されるとの理解ですが、事業者帰責以外の理由(例:市以外の関係機関の帰責による事業延期)に伴うリスクについては事業者側で管理できるものではないことから、貴市負担としていただけますようお願い致します。	ご意見を参考とします

## 別紙様式2-4

## 要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)		a)	a	項目等	質問内容	回答
1	6	2	(2)	カ	(ア)				更新前後の施設フロー	図2-2に更新前後の施設フローが示されていますが、本事業における更新後の施設フローは、原則として図2-2に従うとの理解でよろしいでしょうか。または、事業者提案による工程・フローの改善や変更について、一定の自由度が認められるものか、併せてご教示ください。	基本的な浄水処理方法(沈でん・急速ろ過)の変更は認めませんが、その他(薬注等)についてはご提案ください
2	7	2	(2)	カ	(ウ)				対象施設の概要(流用施設、撤去施設、廃止施設)	分水井、沈砂池は本事業の対象ではありませんが、現地で確認したところ、劣化が進んでいるように見られました。事業期間中に補修などの計画の有無をご教授願います。	現時点において計画はありません
3	8	2	(2)	カ	(ウ)				対象施設の概要(新設施設)	粉末活性炭処理設備は、既認可において、認可済みとの理解でよいでしょうか。	粉末活性炭は認可を受けていないため、変更申請(届出)の必要があります
4	9	2	(2)	カ	(イ)	表2-1			対象施設の概要(新設施設) 1/2、2/2	場内配管の非常用給水管とは、応急給水設備及び給水車給水設備との解釈でよいでしょうか。	ご理解のとおりです
5	10	2	(2)	カ	(ウ)				対象施設の概要(流用施設、撤去施設、廃止施設)	「撤去予定施設で残置が可能なものは、極力利用すること。なお、同施設で地耐力の不足等が確認された場合は、変更協議の対象とする」とありますが、これは撤去施設の底盤を新設施設の基礎として利用する提案として、建設工事段階での現地調査により地耐力が不足すると判断された場合に、底盤撤去費用などが変更協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
6	10	2	(2)	カ	(イ)				表2-3 対象施設の概要(流用施設、撤去施設、廃止施設)	撤去予定施設について欄外に「撤去予定施設で残置が可能なものは、極力利用すること。なお、同施設で地耐力の不足等が確認された場合は、変更協議の対象とする。」との記載がありますが、「残置が可能なもの」とは表中に「～撤去が困難な場合は残置可とする。」との記載がある施設を指すという理解でよろしいでしょうか。その場合、「残置が可能なものは、極力利用すること。」との記載と「～撤去が困難な場合は残置可とする。」の記載のどちらが優先されるかご教示ください。(「撤去が困難でない場合」でも残置をし、既設施設を活用することが求められているのかの確認です)	「既設地下工作物の取扱いに関するガイドライン」に基づくものとします
7	10	2	(2)	カ	(イ)	表2-3			対象施設の概要(流用施設、撤去施設、廃止施設)	既設1系洗浄排水池について、「新設洗浄排水池を整備・切替を行う。」との記載は、「既設洗浄排水池を更新する」との理解でよろしいでしょうか。また、「排水処理システムの必要性に応じて継続利用を認める。」との記載は、既存洗浄排水池を更新せず、必要な部分補修等を実施した上で施設を継続利用する判断も可能であるという理解でよろしいでしょうか。	洗浄排水池は更新対象となります
8	12	2	(2)	カ	(イ)	図2-3			対象既存施設概要図	図2-3では、3系送水流量計室が「流用施設」に色分けされていますが、実施方針7頁の表2 施設概要では、⑨流量計室が「更新対象」と記載されています。「流用施設」との理解でよろしいでしょうか。	図2-3の3系送水流量計はそのままですが、更新する浄水場から第3配水池へ送水する流量を計測する流量計は新たに設置するものとします

別紙様式2-4

要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)		a)	a	項目等	質問内容	回答
9	14	2	(2)	カ	(ウ)				表2-5 業務の概要	設計業務の内容として「設計及び施工に必要な各種申請書類の作成、関係機関との協議及び資料を作成する。」との記載がありますが、内容によっては貴市が申請主体となるものもあると推察致します。その場合、事業者は申請書類等の作成補助を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
10	14	2	(2)	カ	(ウ)				表2-5 業務の概要	設計業務の内容として「設計及び施工に必要な各種申請書類の作成、関係機関との協議及び資料を作成する。」との記載がありますが、関係機関との協議には必要に応じて貴市も同席いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
11	14	2	(2)	カ	(ウ)				表2-5 業務の概要	設計業務の基本設計として「本市の承諾を受けるため、対象施設に関する提案内容を具体化した図書を作成する。水処理フローの検討、配置計画の検討、施設計画、容量計算、水理計算、施工方法の検討、維持管理方法の検討を行い、基本設計図及び図書の作成を行う。」と記載があります。基本設計はあくまでも提案内容を具体化した資料の作成・提出であり、提案時に提出する図面及び計算書等(提案設計)を基本設計成果物の一部として認めて頂けるという解釈でよろしいでしょうか。	一般的な基本設計としての成果を求めます (基本設計に提案時の成果物の一部が利用できる場合に利用することは問題ありません)
12	16	2	(2)	ケ	表2-3				建設用地の制限等(権現原浄水場用地)	「合併処理浄化槽を新設し、排水井に排水する。」と記載があります。排水井の場所をお示し願います。	募集要項等の公表時にお示しします
13	16	2	(2)	ケ	表2-7				建設用地の制限等	建設用地は市街化調整区域に区分されておりますが、本事業においては、敷地内の高低差や建屋更新に伴い、一部地盤レベルの変更が生じる可能性があります。当該地盤レベル変更が、都市計画法第29条に基づく「開発行為」に該当するか否かの判断は、本市にて行われる、という理解でよろしいでしょうか。	地盤のレベル変更など敷地の利用形態は事業者提案により異なるため、開発行為等に関する事項は事業者の業務範囲に含まれます
14	16	2	(2)	ケ	表2-7				建設用地の制限等	表2-7において、当該建設用地は「騒音規制」および「振動規制」ともに“指定なし”と記載されております。つきましては、当該建設用地に適用される「騒音に係る環境基準」の地域類型(AA・A・B・C)、および振動規制法における区域区分(第1種区域/第2種区域)のいずれに該当するか、または区域区分の設定が無いのか、ご教示ください。	法規制としては、指定なしとなります しかしながら、近隣に病院施設や民家もあるため、騒音振動に関しても周辺環境への配慮として、環境基準の騒音:C類型、振動:第2種区域を目指した計画など事業者の提案によるものとします
15	16	2	(2)	ケ	表2-7				建設用地の制限等	県福祉のまち条例は、公共的な施設を対象にしたものと認識しています。本事業においては、主に見学者動線に関連する部分にのみ適用するとの理解でよろしいでしょうか。	条例に準拠した事業提案としてください
16	16	2	(2)	ケ	表2-7				建設用地の制限等	建設用地は土砂災害警戒区域に含まれており、ハザードマップ上でも「土石流」の可能性が示されていますが、土砂災害対策については、本更新事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです

別紙様式2-4

要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)		a)	a	項目等	質問内容	回答
17	16	2	(2)	ケ	表2-7				建設用地の制限等	注2)に「工事に伴う周辺環境対策は、建設用地外を含めて適切に対応すること」と記載がありますが、この「周辺環境対策」は建設用地外への影響を考慮した配慮を求める趣旨であり、防音パネル・防塵措置等の具体的な対策施工は建設用地内で実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
18	17	2	(2)	ケ					図2 - 5 工事可能用地範囲図	図2 - 5の工事可能用地範囲図以外に、本業務で使用可能(例:仮置き、作業所設置)な土地があればご教示ください。	現時点で利用可能な土地はありません
19	20	2	(3)	イ					統括責任者の配置及び役割	「事業者は、設計・建設期間を通じて、本市との連絡窓口並びに構成企業内の調整を図る役割を担うとともに、本事業において要求する機能を確保するためのプロジェクトマネジメントを担う「統括責任者」を代表企業から1名選任するものとする。」との記載があり、以降(ア)～(イ)に統括責任者の役割が記載されています。また、実施方針(案)p16には「また、統括責任者は、発注者との統括的な連絡窓口となるが、設計および建設期間における事業進捗に応じて、発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を別に定めてもよい。」との記載があります。重ねての確認で恐縮ですが、連絡窓口としての役割を担う人員を別途配置可能であり、この場合の連絡窓口となる人員は、代表企業以外からの配置が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
20	20	2	(3)	イ	(イ)				本市との調整	貴市との調整業務として「本市の意見や要望等を踏まえ、要求水準書や提案書に記載のない事項の提案等を本市と事業者との協議のうえ決定すること。」との記載がありますが、「要求水準書や提案書に記載のない事項の提案」については設計変更対象であるという理解でよろしいでしょうか。	内容に応じて協議します
21	20	2	(3)	イ	(イ)				本市との調整	(イ)本市との調整に関する記載において、「本市の意見や要望等を踏まえ、要求水準書や提案書に記載のない事項の提案等を本市と事業者との協議のうえ決定する」とあります。この「記載のない事項」を新たに追加される場合は設計変更(協議)の対象となる、との理解でよろしいでしょうか。	内容に応じて協議します
22	21	2	(3)	イ	(イ)				建設業務専任技術者	「事業者は、建築一式工事について、監理技術者又は主任技術者を専任で配置する」とありますが、一方で実施方針(案)P19(カ)では、主任技術者又は監理技術者の配置が記載されていません。どのように解釈すれば宜しいですか。	要求水準書の記載を優先してください
23	21	2	(3)	イ	(イ)				建設業務専任技術者	土木、建築、機械、電気、水道工事それぞれの監理技術者又は主任技術者の専任配置について、各工事種別の現場施工期間中のみで、設計期間中の配置は不要との理解でよいか。	ご理解のとおりです

別紙様式2-4

要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)		a)	a	項目等	質問内容	回答
24	21	2	(3)	イ	(イ)				建設業務専任技術者	土木、建築、機械、電気、水道工事それぞれの専任技術者は、建設現場における働き方改革ならびに若手技術者の育成の観点も踏まえ、途中交代を行うことができるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです
25	21	2	(3)	ウ	(ア)				有資格者の配置 調査・設計業務	「管理技術者は、・・・公称能力3,000 m3/日以上・・・実績を有すること」とありますが、実施方針案記載の設計業務を行う企業の要件である13,000m3/日以上の実績ではなく、3,000m3/日の実績でよいとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです
26	21	2	(3)	ウ	(イ)				有資格者の配置 建設業務	有資格者について、調査・設計期間中に、建設工事の専任配置は不要との理解でよいでしょうか	ご理解のとおりです
27	21	2	(3)	ウ	(イ)				有資格者の配置 建設業務	専任配置者は、途中交代が可能との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです
28	22	2	(3)	ウ	(イ)				電気工事の配置技術者について	電気企業が協力企業として参画する場合、電気工事の有資格者は貴市と契約関係にある応募グループのJVを構成する企業からの配置が必要となるという考えで宜しいでしょうか。	電気企業から配置してください
29	22	2	(3)	ウ	(イ)				電気工事の配置技術者について	電気企業が協力企業として参画する場合、JVからの下請企業として建設業法に則った配置技術者を配置すればよいという理解で宜しいでしょうか(主任技術者、非専任、非常駐)	No28に準ずる
30	24	2	(4)	イ	(ア)				施設能力	更新期間中に必要とする計画送水量の条件がございましたらご教授願います。	募集要項等の公表時にお示しします。
31	24	2	(4)	イ	(ア)	表2-8			必要とする施設能力	表2-8における「1:浄水ロスを6.2%と仮定する場合～」との記載について、浄水ロスは仮定値であるものの、本表に示されている計画浄水量および各系の浄水量は、本事業での与条件として取り扱う認識でよろしいでしょうか。  また、計画最小浄水量について、表中に記載されている9,180 m3/日と、3に記載の4,850 m3/日のそれぞれの数値の位置付けおよび適用条件(例:送水ポンプの最小能力の要求条件となるか など)について、どちらを本事業の設計条件として用いるべきか、ご教示ください。	適切な浄水ロスを見込んでください 工事期間中の最小送水量は4850m <sup>3</sup> /日で完成後は9180m <sup>3</sup> /日を想定しています。
32	24	2	(4)	イ	(イ)				原水水質、浄水水質	「計画原水水質及び浄水水質の実績を別紙5に示す。」と記載ありますが、別紙4の誤記との認識でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです
33	25	2	(4)	イ	(イ)				計画原水水質及び浄水要求水質	計画原水水質について、令和8年4月から水道水質基準となるPFOS及びPFOAをご教授願います。	募集要項等公表時に原水のPFOS及びPFOAの測定結果を公表します

別紙様式2-4

要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)		a)	a	項目等	質問内容	回答
34	25	2	(4)	イ	(イ)	表2-9			計画原水水質及び浄水要求水質	公表資料の表2-9 に示される浄水要求水質は、供用開始後の運転維持管理段階における水質維持基準と理解しております。 つきましては、本事業において事業者が確認すべき内容は、試運転時点の原水水質において、更新後の施設フロー(図2-2)に基づく処理により、表2-9 の浄水要求水質を満足していることを確認することである、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
35	25	2	(4)	イ	(イ)	表2-9			計画原水水質及び浄水要求水質	公表資料の表2-9 に示される濁度について、日最大500度の継続日数をご教示いただけますでしょうか。	日平均濁度の5年間の実績を募集要項等の公表時にお示します
36	25	2	(4)	イ	(イ)	表2-9			計画原水水質及び浄水要求水質	PFOS・PFOAについて、令和8年(2026年)4月から水質基準(合算値50ng/L以下)が新たに適用されると承知しております。 当施設における PFOS・PFOA 濃度は現状、当該管理値以下であり、4月以降も規制値をクリアできるとの理解でよろしいでしょうか。	No33に準ずる
37	26	2	(4)	ウ					自然災害等の対策	公表資料においては、自然災害・人為災害に係る影響想定および対策の検討が求められていますが、示されている「想定すべき事象」の範囲・規模が定性的であるため、事業者の解釈により対策内容や設計内容が大きく変わる可能性があることを認識しております。 つきましては、事業者が合理的な解釈に基づき設定した前提条件により計画・設計を進めた場合に、その前提条件との認識相違により後日追加的な対策や設計変更が必要となった際には、費用および工期を含め、変更協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。 または、本市が現在運用している BCP(業務継続計画)等に基づく要求水準をご提示いただき、更新施設についても同等レベルを基本として設計を行う、あるいは「想定すべき事象」の範囲・内容を図示等により明確化いただけるという理解でよろしいでしょうか。	内容に応じ、協議対象としますが、事業者の解釈について確認が必要な事項は、技術対話時に確認をお願いします
38	27	2	(4)	エ					安定的な浄水場の運転・切り替えに関する対策	本事業は既設施設を段階的に更新するため、多数の切替作業が発生し、既設の場内埋設物(配管、電気ケーブル等)や仮設計画との調整が極めて重要になると認識しております。 つきましては、切替方法および施工手順を検討するうえで現状の計画条件を正確に把握する必要があるため、事業者が必要に応じて要望した場合には、「更新事業の基本設計」や「既設施設」に関する資料をご開示いただける、という認識でよろしいでしょうか。	閲覧期間において開示可能な資料については開示いたします

別紙様式2-4

要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)		a)	a	項目等	質問内容	回答
39	29	3-2	(1)	イ					調査業務	<p>a)～g)に記載の調査業務については、本市より既設情報をご提供いただき、そのうえで、本事業に影響を及ぼす範囲に限り、事業者が必要な追加確認(試掘等)を実施するものと理解しております。</p> <p>特に、c)埋設物調査に記載の「既設の場内配管図を作成すること」については、試掘調査および図面作成の対象は、本事業の更新対象や施工に影響する範囲に限定して実施すると理解しております。</p> <p>また、e)土壌汚染調査につきましては、まず地歴調査にてリスクの有無を確認し、必要と判断される場合に限り追加調査を行うものと理解しております。</p> <p>以上の理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです
40	29	3-2	(1)	イ					調査業務	<p>アスベスト調査について、以下の点をご確認させていただきます。</p> <p>本市にて既に実施されたアスベスト調査報告書がある場合、当方へ提供いただけますでしょうか。</p> <p>今後、アスベスト調査が必要となった場合、またはアスベスト含有が判明し撤去・処分が必要となった場合は、当該調査および撤去・処分費用は設計変更の対象となる、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>について報告書はありませんので受託者で対応をお願いします</p> <p>についてアスベストが含まれていた場合の撤去・処分費については設計変更の対象となります</p>
41	29	3-2	(1)	イ					調査業務	<p>本事業の契約締結前に、PCB 特別措置法に基づく処分期限が到来する状況と認識しております。</p> <p>本施設における PCB を含む設備については、既に処分済み、または本事業の範囲外、という理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです
42	31	3-2	(2)	ア					各種申請書類等の作成補助	<p>「設計及び施工に必要な各種申請書類の作成・・・および本市が作成する変更認可申請書(届出含む)、国庫補助(又は交付金)申請書等の関係資料作成を行う。」とありますが、変更認可申請書のおける作成補助の内容をご教授願います。</p>	<p>認可申請書に添付が必要となる規模・構造・水位等の情報、技術的な資料(浄水処理方式選定の根拠、水理計算、構造計算など)の資料や情報の提供を想定しています</p> <p>国庫補助(又は交付金)申請書についても、同様に添付が求められる基礎的な情報等の資料の提供を想定しています</p>
43	32	3.3-2	(2)	ア					各種申請書類等の作成業務	<p>国庫補助を申請する対象施設をご教示願います。</p>	<p>現時点では見込んでいる補助金・交付金はありませんが、今後、活用可能な交付金等があれば活用します。</p>

別紙様式2-4

要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)		a)	a	項目等	質問内容	回答
44	33	3-2	(2)	イ					設計共通事項	<p>「設計における要求水準はイ〜クとし、それ以外は事業者の提案とするが、全ての設計に際しては、『1. はじめに』に示す【事業コンセプト】の実現が達成された設計を行うこと。」との記載がございます。</p> <p>つきましては、事業コンセプトは総論としての指針であり、個別の設計要求についてはイ〜クに示される定量的・具体的要件を満足する範囲で、事業者が合理的な解釈に基づき設計を行うものと理解しております。</p> <p>また、事業コンセプトの具体的な設計への反映について、本市との解釈の相違等により追加的な設計が必要となった場合には、費用および工期の変更協議の対象となるとの理解でございます。</p> <p>以上の理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>内容に応じ、協議対象としますが、事業者の解釈について事前に確認が必要な事項は、技術対話時に確認をお願いします</p>
45	33	3-2	(2)	イ	表3-2		c)		土木施設	<p>c) に記載の「施設内の水槽・水路は複数系統とする」との記載について、「複数系統」とは、更新後の水処理施設が2系統で構成されることを前提に、着水井以降から浄水池までを系列ごとに独立した設備とする(共通設備とはしない)ことを指すものと理解しております。</p> <p>すなわち、本記載は各水槽・水路を冗長化するために新たに複数系列化するという意味ではなく、既設の2系統構成に合わせて系列単位で設備を設置するという趣旨である、との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです</p>
46	34	3-2	(2)	イ	表3-2		h)		土木施設	<p>h)の「遮光ネット等の設置」については、藻類発生抑制や投げ込み対策等を目的とした水質保全対策として理解しておりますが、この遮光ネット等の設置が、本事業で求められている自然災害・人為災害(テロ行為等)に対する対策としての機能を兼ねるものと位置付けられているのか、あるいは別途の物理的防護対策が必要となるのか、ご教示ください。</p>	<p>遮光ネットは基本的には藻類対策を目的としています 投げ込み等は施設配置等による対策ができていれば問題ありません</p>
47	34	3-2	(2)	イ	表3-2		j)		土木施設	<p>j)「ステンレス材料を土木施設に用いる場合、塩素ガス等に接触する部分はSUS329J4Lとする」との記載について、SUS329J4Lの適用対象は、塩素ガスの影響を受けやすいパネルタンク本体等の主要部材に限られ、ボルト類・補強材・フレーム等の付属部材については、SUS304 / SUS316 等の一般材質を使用して差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>塩素ガス等に接触する環境ではSUS304の使用は認めません SUS329J4Lを使用しない場合においても極力、腐食に強い材質を使用してください</p>
48	34	3-2	(2)	イ	表3-2		a)		建築施設	<p>建築施設に関する記載の「風況調査等にもとづき建物配置や外構を検討し、極力吹きだまりを発生させないこと」について、本記載は、現状の権現原浄水場において吹きだまり等の具体的な課題が確認されていることを踏まえた要求事項なのか、それともビル風・粉じん堆積等の防止を目的とした一般的な設計配慮としての記載なのか、ご教示ください。</p>	<p>一般的なビル風など考慮し、日常管理する上で清掃手間などに配慮した計画であることとします</p>

## 別紙様式2-4

## 要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a)	a	項目等	質問内容	回答
49	35	3-2	(2)	イ	表3-2	b)		水処理プラント設備	b)に記載の「将来の水量減少によるダウンサイジング」について、本事業で求められる具体的な内容をご教示ください。 特に、計画最小浄水量で安定運転できることを指すのか、あるいは将来の需要減に応じて設備規模を縮小しやすい構造とすることを求めているのか、その意図をご教示ください。 また、想定されている将来の給水量(需要)の見込みについてもご提示いただけますでしょうか。	具体的な将来水量は示しませんが、将来の需要減に応じて設備規模を縮小しやすい機器構成とすることを求めています
50	36	3-2	(2)	イ	表3-2	f)		水処理プラント設備	水処理プラント設備 f)では、使用する機材は「JWWA 規格または JWWA 認定工場製品を優先し、JWWA で規定されていない場合は JIS 規格、さらに業界規格または同等品」とする旨が記載されております。 一方、「イ 業務の実施に当たっての留意事項 工事全般」では、JWWA・JIS に合致しない場合は同等品とする旨の記載となっており、両者で規格の優先順に差異があるように見受けられます。 本事業における機材選定においては、JWWA 規格を必須とする趣旨ではなく、JWWA または JIS に規格が存在する場合はそれらを優先的に適用することを基本としつつ、技術的合理性や仕様適合性の観点から、JWWA・JIS 以外の規格(業界規格、海外規格、同等性能品)を採用することも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
51	36	3-2	(2)	イ	表3-2	f)他		水処理プラント設備	JIS 規格の記載(本頁以外も同様)につきまして、「JIS 規格準拠品(JIS の規格・性能基準に沿って製造された機材)」を指すものと理解しております。 つきましては、発電所等で使用されるような JIS マーク表示の“JIS 認証製品(第三者認証品)”までを必須とする趣旨ではなく、JIS 規格に準拠して製作された一般的な流通品を使用して差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
52	36	3-2	(2)	イ	表3-2	i)		水処理プラント設備	i)に記載の「故障時に満足すべき要求性能」については、その内容により冗長化の対象範囲や設備構成が大きく変わるため、具体的に何を指すのかご教示ください。 要求性能が確保すべき水量を意味する場合、どの水量を基準とするのか(例:1系列分の最小浄水量 など)、また1系列が運転可能であれば要求性能を満たすと判断してよいのか、ご教示ください。	完成時において、1系統休止時に最大処理水量を送水できるようにしてください
53	37	3-2	(2)	ウ				粉末活性炭処理	粉末活性炭注入後の滞留時間については、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
54	37	3-2	(2)	ウ		c)		取水ポンプ設備	「将来的に1系沈砂池から取水能力を増強(1台分の予備機能を確保)する」とは具体的にどのような施工内容かご教授願います。 また、その施工は貴市が実施される認識で宜しいでしょうか。	将来用設備そのものの設計・施工は対象外です 配管の分岐接続、設備の設置スペース、予備の接続点等を設けることを想定しています 将来の施工については市で実施します
55	37	3-2	(2)	ウ		b)		排水処理施設	整備する洗浄排水池の池数は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	事業者提案としますが、複数系統化はしてください

別紙様式2-4

要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a)	a	項目等	質問内容	回答
56	37	3-2	(2)	ウ	表3-3	c)		取水ポンプ設備	c)に記載の将来増強に関する事項について、本事業では将来用設備そのものの設計・施工は対象外とし、将来の施工を見据えた接続点の確保などの準備のみを行うとの理解でよろしいでしょうか。	No54に準ずる
57	40	3-2	(2)	ウ	表3-3			ポンプ施設	既設2系および3系送水ポンプのフライホイール(GD <sup>2</sup> )値について、ご教示願います。	既設送水ポンプのフライホイール(GD <sup>2</sup> )値については設計当時の資料がなく不明となっています
58	40	3-2	(2)	ウ	表3-3	a)		ポンプ施設	「ポンプ施設:夜間電力を最大限利用する施設運用を想定すること」との記載について、設備能力(機器容量)の設計にあたっては、終日運転が可能な能力を基本としつつ、運用上は本市の判断により夜間を優先して稼働させる、という理解でよろしいでしょうか。本記載が設備容量の制約を意図するものではないかどうかを確認するものです。	ご理解のとおりです
59	40	3-2	(2)	ウ	表3-3	b)		ポンプ施設	配水池ごとに専用予備機を設けず、共通予備機とすることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです
60	41	3-2	(2)	ウ	表3-3	h)		薬品注入設備	h)「必要最低貯蔵日数および市の搬入方法を考慮して決定」との記載がございます。 「薬品貯蔵に関する事項」に記載された貯留日数は、本市の搬入方法を考慮した日数であるとの理解でよろしいでしょうか。	記載の貯留日数を確保してください
61	42	3-2	(2)	ウ				表3-3 設計における各施設の要求事項	電気・計装設備において「点検時等においても施設稼働が可能となるよう停電区分等を検討し、必要な系統化や分割化を図ること。」との記載がありますが、この場合の「施設稼働を可能」は「給水に影響を与えない」という意図であり、点検等による停電対応により一部の施設が一時的に停止することを妨げるものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
62	42	3-2	(2)	ウ				表3-3 設計における各施設の要求事項	電気・計装設備の受変電設備、運転操作設備、計装設備等において「避雷対策を行うこと」との記載がありますが、対策の対象及び内容については事業者の提案事項との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
63	42	3-2	(2)	ウ				表3-3 設計における各施設の要求事項	電気・計装設備において「主要な配電回路の消費電力の確認が行えるようにすること。」との記載がありますが、対象とする「主要な配電回路」については事業者の提案事項との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
64	42	3-2	(2)	ウ				表3-3 設計における各施設の要求事項	既設電気棟受変電設備の更新は対象外とありますが、「別紙7」の対象機器リストを確認すると、平成14年に設置されています。設計・施工期間の最終が令和19年3月であるため、その際は設置から35年となります。本事業の間に、既設電気棟受変電設備の別途更新が行われる予定はありますか。	本事業の間に更新を行う予定です
65	42	3-2	(2)	ウ	表3-3	c)		電気・計装設備	場内で使用する電圧について、3 420Vの指定がありますが、別紙7の既設単線結線図によりますと、400V系変圧器2次側は440Vとなっています。440Vを正としてよろしいですか。	提案者の提案によるものとする ただし供給先の電圧と整合が取れた電圧とすること

別紙様式2-4

要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(7)	a)	a	項目等	質問内容	回答
66	42	3-2	(2)	ウ	表3-3		d)	電気・計装設備	高圧閉鎖配電盤はJIS C-62771-200に準拠とありますが、構造の指定(LSC区分)はありますか。	遮断器は引出しが可能な構造として、遮断器を含むものについてはLSC1-PIを採用することを求めます
67	43	3-2	(2)	ウ	表3-3			電気・計装設備	撤去等により既設中央監視装置に警報が出たり、通信の停止が発生したりすることを防止するための措置は、既設中央監視装置メーカーで実施の必要があると考えますが、事業範囲外と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです
68	43	3-2	(2)	ウ	表3-3		a)	電気・計装設備	「a)中央監視制御設備(別途工事)において、別途工事で移設を予定しているコントローラと連携して、監視制御が行えるように信号の受け渡しをすること。」との記載がありますが、別途工事である中央監視制御設備工事業で製作する盤内の端子台で取合うもとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
69	43	3-2	(2)	ウ	表3-3		a)	電気・計装設備	別途工事である中央監視制御設備との信号受渡終了後の確認試験は中央監視制御設備修繕工事施工業者と本事業者両社で実施するとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
70	44	3-2	(2)	ウ	表3-3		c)	電気・計装設備	c)に記載の水質監視カメラの設置対象となる「浄水監視池」および「金魚等監視水槽」は、本事業にて新たに設置する設備である場合、これらの仕様や設置場所などの要件についてご教示ください。 また、「水質監視カメラ」とは、一般的な監視カメラを指し、水質解析機能を備えた装置ではない、との理解でよろしいでしょうか。	「浄水監視池」は「浄水監視水槽」に読み替えてください。金魚等監視水槽・浄水監視水槽はそれぞれ、原水・処理水(薬注前)のサンプリング水を取り込み、魚類の挙動を確認するための水槽のことで本事業では水槽及びサンプリング設備を設置することを考えています。水質監視カメラについてはご理解のとおりです
71	45	3-2	(2)	ウ			-c)	室内配管設計	管防護の設計における不平均力は、各管路の使用水圧で算定してよろしいでしょうか。	問題ありません
72	45	3-2	(2)	ウ	表3-3		e)	電気・計装設備	仮設配線の計画にあたり、配線系統図・埋設配線図など既設埋設物に関する資料をご提供いただくことは可能でしょうか。 いただいた既設資料を基に提案設計を行います。リスク分担表に示されるとおり、実際の埋設状況が図面内容と異なり、仮設方法や設計内容の見直しが必要となる場合には、設計変更協議を実施いただける認識でよろしいでしょうか。	既設図書の提供は可能です。図書によるほか、現地確認を行い配線計画を行う前提で考えていますので、現時点では設計変更の対象とは考えておりません
73	45	3-2	(2)	ウ	表3-3		d)	室内配管設計	「d)室内配管は原則として～」の記載について、明示されていない管種(例:PVC管等)も、用途や仕様に適合する場合は使用可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
74	46	3-2	(2)	ウ	表3-3		k)	室内配管設計	k)露出管について「用途別着色し、名称と水流方向を表示すること」と記載されていますが、SUS製露出管については、一般的に無塗装が標準であるため、用途別識別は塗装ではなく識別バンド等による表示で対応してよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです

別紙様式2-4

要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a)	a	項目等	質問内容	回答
75	46	3-2	(2)	ウ	表3-3	b)	a	室内配管設計	b)の「更新時の取り外しを容易とすること」との記載について、バルブ更新において、躯体の解体等の大規模な施工を伴わずに交換可能な構成とすることを求める趣旨と理解しております。すなわち、更新時のバルブ脱着に必要なスペースを確保した配管設計とすることを意図した記載であり、ルーズ短管等の追加構造を求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	更新頻度の高い設備については、適切にルーズ短管等を設置して更新可能な管割としてください
76	46	3-2	(2)	ウ	表3-3	e)	a	室内配管設計	e)の「開度計を設けること」との記載について、開度調整を行う自動弁(制御弁等)における開度指示(開度フィードバック)の設置を意図したものであり、開閉のみを行う自動弁や手動弁については、開度計の設置までは求められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
77	46	3-2	(2)	ウ	表3-3	h)	a	室内配管設計	h)の「露出バルブについては、機能別に着色し名称と水流方向を表示すること」との記載について、 “機能別”とは、配管用途(原水、浄水、排水、薬品、空気等)に応じた識別色(配管識別)のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
78	47	3-2	(2)	ウ		a)	a	導水管	「権現原第1浄水場及び第2浄水場への原水融通を可能とする接続管を整備」とありますが、接続管の具体的な始点・終点をご教授願います。	別紙5に示す図面や現地の状況、新設する導水管のルート等を考慮し、事業者提案とします
79	47	3-2	(2)	ウ		a)	d	排泥管	No.2排水樹が既設権現原浄水場2系の撤去工事等で支障となり、既設権現原浄水場3系の沈澱池排泥管を切回しする必要がある場合、その施工は本事業に含まれますでしょうか。 本事業に含まれる場合は、既設権現原浄水場3系の沈澱池排泥時間など施工条件をご教授願います。	切り回しの工事は含まれます 3系の排泥は2箇所ありそれぞれの排泥時間は1分間で、1日3回行います。1回の排泥量は13.5m <sup>3</sup> です
80	48	3.3-2	(2)	イ	※3-2			場内配管設計	「土中埋設管路部のフランジ継手は原則認めない。」との記載について、薬注管等に使用する塩ビ管のフランジ継手は当該規定の対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	50A以下の配管(給水管やサンプリング管)は認めます トラフ内に設置している管など、すぐに復旧できる場合もこの通りではありません
81	48	3.3-2	(2)	イ	※3-2			建築物設計	見学者コースに係るスロープおよび昇降設備の設置範囲は、主として管理棟内の見学動線を対象とし、場内については浄水施設等の土木構造物の上層階へのアクセスまでは含まず、場内通路に沿った見学経路に対して必要なスロープ整備を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
82	48	3-2	(2)	ウ	表3-3	k)		場内配管設計	k)における「適切な規格(JWWA)を選定すること」との記載について、本事業で採用可能なバルブはJWWA規格品に限定されるのではなく、JWWAと同等の性能・品質を有する国内外の規格品(JIS、ISO等)も選定可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです

別紙様式2-4

要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)		a)	a	項目等	質問内容	回答
83	49	3-2	(2)	ウ					表3-3 設計における各施設の要求事項	建築物設計において「全国瞬時警報システム(J-ALERT)を設置するスペースと電源を考慮すること。なお、J-ALERTは本市にて設置する。」との記載がありますが、設置場所及びスペース等の仕様については別途提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。	全国瞬時警報システム(J-ALERT)に関する項目は削除します
84	49	3-2	(2)	ウ					表3-3 設計における各施設の要求事項	建築物設計において、管理棟屋上に将来太陽光発電設備を設置できるようにとの記載がありますが、電気設備として将来設置を見込んだ設計とするため、以下内容についてご教示下さい。 発電電圧(V)、想定容量(kW)、想定用途(照明等)、逆潮有無	設置可能なスペースに見合った設備とし、事業者提案によるものとします
85	49	3-2	(2)	ウ	表3-3		n)		建築物設計	n)の「全国瞬時警報システム(J-ALERT)を設置するスペースと電源を考慮すること」との記載について、J-ALERT設置に必要な具体的なスペース寸法をご提示いただけますでしょうか。また、「電源を考慮する」とは、J-ALERT用の電源コンセントを設置するという意味でよろしいでしょうか。	No83に準ずる
86	52	3-2	(2)	ウ	表3-3	表3-5			建築物設計	表3-5「付属品リスト」について、本表に関する説明や事業範囲の記載が本文中に見当たりません。 本表に記載の付属品は、事業者が納入すべき範囲、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
87	56	3-2	(2)	ウ	表3-3		b)		建築付帯設備設計	b)に記載の「臭気や有毒ガスの除去等を行う換気設備」について、本事業で想定されているのは、塩素による腐食性ガス等の「希釈換気」を指すものであり、スクラバー等の「有毒ガス除害装置」の設置までは求めない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
88	65	3-2	(2)	ウ	表3-3		b)		撤去設計	b)に記載の「土木建築構造物及び管路施設の撤去については、杭を含む地中構造物を全て撤去すること」との記載は、表2-3における「撤去予定施設で残置が可能なものは極力利用すること」との記載と整合しない部分があるように見受けられます。 つきましては、残置が技術的に可能である場合には、残置を基本として提案・設計を進めてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	既設地下工作物の取扱いに関するガイドラインに基づくものとします
89	66	3-2	(2)	オ					申請書類の作成	本事業では、認可変更は不要である、という理解でよろしいでしょうか。 b)「給水開始前届出」については、申請書類の作成は事業者が行う、という理解でよろしいでしょうか。 d)「特定施設設置」に係る届出対象設備をご教示いただけますでしょうか。 e)「保安規定届出」の対象となる設備をご教示願います。 f)「ばい煙発生施設届出」の対象となる設備が本事業に含まれるか、ご教示願います。	変更認可が必要となります ご理解のとおりです 水質汚濁防止法に準拠してください 、は対象設備がありませんので削除します

別紙様式2-4

要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a)	a	項目等	質問内容	回答
90	68	3-2	(2)	ク	表3-12、3-13			提出する設計図、設計図書	自家発電設備は本事業の対象外であることから、表3-12および表3-13に記載されている自家発電設備関連図書については、本事業における提出対象外である、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
91	68	3-2	(2)	ク	表3-13			提出する設計図書(基本設計図書)	表3-13「提出する設計図書」に記載の工事費概算内訳書および概算数量積算書について、基本設計段階では機器仕様や工事数量が確定していないため、積算資料の作成が困難と認識しております。つきましては、これらの資料は詳細設計段階で数量確定後に作成・提出するものとの取扱いでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
92	69	3-2	(2)	ク	表3-15			提出する設計図書(詳細設計図書)	表3-15の「各種構造計算書」の提出対象は、主要構造物・主要設備(荷重が大きいもの、安全性・機能上重要なもの)に限定し、軽微な支持サポートや小規模架台等については詳細計算書の提出を要しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
93	71	3-2	(3)	イ		e)		業務の実施に当たっての留意事項 工事全般	e)「使用機材の規格はJWWA、JISに合致し、新品に限る」との記載について、JWWAやJISの規格が存在しない場合に限定せず、同等性能を有するJIS適合品等を含めた機器・部材の使用も差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。また、「新品に限る」の対象は、主要機器に限定され、仮設材等の一般資材は新品限定の対象外である、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
94	71	3-2	(3)	イ		i)		イ 業務の実施に当たっての留意事項 工事全般	i)「原水・浄水に触れる資機材は浸出試験を満足するものを使用すること」との記載について、省令においては、水と接触する面積が著しく小さいものを除外する旨が示されていることから、本業務における浸出試験の具体的な適用対象については、貴市と協議のうえ決定するとの扱いでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
95	71	3-2	(3)	イ		b)	b	イ 業務の実施に当たっての留意事項 施工に関する事項	b)「処理水量・水質に影響を及ぼすすべての事態を想定する」との記載について、想定すべき事象の範囲は、通常の施工条件および本市が想定する合理的なリスク(断水防止、主要機器停止時の対応等)に限定され、極端な外乱・想定外事象までを対象とする趣旨ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです

別紙様式2-4

要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a)	a	項目等	質問内容	回答
96	73	3-2	(3)	ウ		c)		試運転調整	「事業者が仮設(臨時)高圧受電契約を行う」と記載されていますが、仮設(臨時)高圧受電を行う場合、キュービクルの設置スペースが必要となるほか、本設受電への切替時には結線の切替作業や各種再確認が必要となり、施工上のリスクが増加するものと考えております。 更新後の設備容量が現行の受電契約範囲内で収まる場合には、仮設(臨時)高圧受電は行わず、受電契約は現行のままとし、電力料金のみ事業者負担とする取扱いとすることは可能でしょうか。	現段階では要求水準のとおりで考えていますが、質疑内容の条件であり、「契約電力」を変更しないで収まる場合には、仮設(臨時)高圧受電は行わないことも許容します
97	73	3-2	(3)	ウ		g)		試運転調整	(g) 試運転排水を場外へ放流する場合、「排水施設設計に示す条件を満足すること」と記載されていますが、当該条件が公表資料内で確認できません。 これらの条件については、募集広告等で別途提示される、という理解でよろしいでしょうか。	当該文章については削除します
98	73	3-2	(3)	エ				運転マニュアル作成及び教育・訓練	運転マニュアル作成に関する記載について、以下のとおり理解しております。 本事業の維持管理業務は事業者の所掌外であることから、運転マニュアルの内容は、新設施設の通常運転および試運転結果に基づく操作手順等の範囲で作成するものである。 b)に記載の「本事業対象外の新設・既設施設との関連項目」については、本市よりご提供いただく既設情報の範囲内で記載可能な内容とし、既設設備の詳細な運転管理や本市独自の運用方針には踏み込まないものである。 c)~e)に記載の非常時対応(災害、事故、テロ、新型感染症等)については、新設施設として一般的に想定される対応方針の記載にとどめ、BCP等に基づく詳細な対応手順は本市にて整備されるものである。 上記の理解に相違ないか、ご確認をお願いいたします。	ご理解のとおりです
99	75	3-2	(3)	ク				完成図書の提出	完成図書の提出時期および予備品の取扱いについて、以下のとおり理解しております。 完成図書の提出時期は、1系・2系それぞれの工事完成時点で、その都度作成・提出するものと理解しております。 予備品についても、1系・2系それぞれの工事完成時点を起算として、系列ごとに2年間に必要な数量を納入するものと理解しております。 上記の理解に相違ないか、ご確認をお願いいたします。	ご理解のとおりです
100	75	3-2	(3)	ク		c),g)		完成図書の提出	図書の内容に関して、以下の点につきご教示ください。 c) 工事精算書について、どのような内容を記載するものかご教示いただけますでしょうか。 g) 説明資料の d. 鳥瞰図について、完成予想図(鳥瞰パース等)を作成する趣旨である、という理解でよろしいでしょうか。	について:精算数量や精算設計書等、設計変更の内容がわかるものを想定しています :ご理解のとおりです

別紙様式2-4

要求水準書(案) 質問記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)		a)	a	項目等	質問内容	回答
101	75	3-2	(3)	ク			i)		予備品及び消耗品	i) 予備品及び消耗品に関する記載について、「2年間に必要な数量を納入」とありますが、本事業における運転維持管理は本市所掌であると認識しております。つきましては、提案設計の対象は“予備品”に限り、運転時に消費される“消耗品”は本事業範囲外とする理解でよろしいでしょうか。また、消耗品の納入が必要となる場合には、その数量や費用の取扱いについて、詳細設計時に本市と協議のうえ決定するとの理解で相違ないか、ご教示ください。	2年間に補充が必要となる消耗品も含まれます 予備品・消耗品の内容や数量等については協議により決定します
102	10, 11	2	(2)	カ	(イ)	※2.3.2.4			対象施設の概要(流用施設、撤去施設、廃止施設)	公表資料において、「底盤については岩着が確認され、撤去が困難な場合は残置可とする」、「撤去予定施設で残置が可能なものは極力利用すること」との記載があります。これは、残置が可能な対象は底盤に限定されるものではなく、槽体・壁体等を含む施設全体についても、残置対象に含むことが可能という理解でよろしいでしょうか。	「既設地下工作物の取扱いに関するガイドライン」に基づき撤去が困難な場合は槽体・壁体等を含む施設全体についても残置可能です
103	10, 11	2	(2)	カ	(イ)	※2.3.2.4			対象施設の概要(流用施設、撤去施設、廃止施設)	公表資料において、「撤去予定施設で残置が可能なものは、極力利用すること。なお、同施設で地耐力の不足等が確認された場合は、変更協議の対象とする。」との記載がございます。撤去予定施設が残置可能な前提で計画・提案を行い、調査結果等により地耐力の不足等が確認され、残置が困難と判断された場合には、撤去及び基礎等の追加工事が想定されることから、事業費および工程について変更協議の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	対象物は内容により協議によるものとします
104	18, 19	2	(2)	コ	(イ)(9)				遵守すべき関係法令等	(イ)主な指針及び各種基準等、(ウ)主な仕様書等において「“契約時点”における最新版を適用する」との記載がありますが、提案内容は“入札時点(提案書提出時点)”での最新版を基に作成することになります。その後、“契約時点”までに改訂があった場合には、当該反映の要否や取扱いについては設計変更協議の対象となる、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
105	8, 9	2	(2)	カ	(イ)	※2.1.2.2			対象施設の概要(新設施設)	排水処理施設は更新対象外となりますが、表2-9に示される濁度条件においても汚泥処理が可能であり、排水処理施設の能力変更は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
106	別紙7								電気・計装設備	別紙7「02 既設システム構成図(参考図)」に示される RIO は、06「対象機器リスト」に記載の各コントローラ盤(例: SQC 1 など)を指し、これらは今回対象外または別途更新として本事業範囲外であるとの理解でよろしいでしょうか。	事業範囲外です

## 別紙様式2-5

## 要求水準書(案) 意見記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)		a)	a	項目等	質問内容	回答
1	7	2	(2)	カ	(ウ)				対象業務	「工事工程・工事手順について、本市と協議、調整」とありますが、要求水準書において工程・手順の制約条件を明示して頂きたい。	工事工程・工事手順については、事業者提案の工程・手順を市に提示したのちに調整するものとご理解ください 中央監視制御設備の更新は、本事業の設備の立上時には完了していると想定しています(別紙7のとおり) そのため本事業では、更新後の中央監視制御設備と本事業の設備の間で、必要となる監視制御信号の受け渡しを行うこととなります
2	10	2	(2)	カ	(イ)				表2-3 共通施設 管理棟	「本事業で整備・切替後に廃止し、本事業にて撤去を行う。なお、別事業で...調整を行い...」とありますが、要求水準書で撤去時期の制約条件を明示して頂きたい。	撤去時期等の制約条件は現時点ではなく、本事業と併せて調整するものとします
3	10 11	2	(2)	カ	(イ)				表2-3 表2-4 撤去予定施設	「残置が可能なものは、極力利用すること」とありますが、一方でP65 b)では「杭を含む地中構造物を全て撤去すること」とあります。要求水準書には、撤去についてより詳細な事項を記載頂きたい。	質問回答に準ずる
4	21	2	(3)	ウ	(イ)				技術者の施工実績	機械器具設置工事において、監理技術者又は主任技術者もしくは現場代理人として平成23年4月1日以降に浄水場(上水道)に係る新設又は更新工事に携わった国内実績要件が問われており、他工事と同様の施工実績緩和をお願いしたい。	当該実績要件については削除します
5	21	2	(3)	ウ	(イ)				監理技術者又は主任技術者の配置について	建設JVとして、乙型のJV組成を考えています。基本設計及び詳細設計を行う期間で建設工事を行っていない期間は専任を要しないことにて頂きたい。	要求水準書にて「各工事種別の現場施工期間中に」としていますのでそれに基づくようにしてください
6	21	2	(3)	ウ	(イ)				監理技術者又は主任技術者の配置について	建設企業には建業法の監理技術者又は主任技術者を専任で配置することを求められていますが、設計・工事期間が約10年と長期に渡るため、途中交代を可能として頂きたい。	技術者の交代については発注者の了承を得たのちに可能とします 一定の経験を持つ技術者の配置をお願いします
7	22	2	(3)	ウ	(イ)				有資格者の配置	水道施設工事の技術者配置について、実施方針(案)P.15以降のプロポザル参加資格要件に水道施設工事の記述がないので削除をお願いしたい。	ご意見を参考とします。
8	22	2	(3)	ウ	(イ)				有資格者の配置	現場施工期間中に工事現場に専任で配置する技術者について、機械器具設置工事のみ「国内において、監理技術者又は主任技術者、もしくは現場代理人として、平成23年4月1日以降に浄水場(上水道)に係る新設又は更新工事に携わった技術者を1名以上配置する。」との記載がございます。 各工種における有資格者の配置条件を統一するため、機械器具設置工事についても上記条件を削除して頂きたい。	No4に準ずる

別紙様式2-5

要求水準書(案) 意見記入欄

No	頁	1	(1)	ア	(ア)		a)	a	項目等	質問内容	回答
9	22	2	(3)	ウ	(イ)				水道施設工事	実施方針案の事業スキームには「水道」記載がないため、項目 の削除をお願いしたい。	ご意見を参考とします。
10	29	3-2	(1)	イ			(c)		埋設物調査	要求水準書において、貴市所有の関連資料を提示して頂きたい。	閲覧期間において開示可能な資料については開示いたします